

建築基準法違反の疑いのある建築物等に係る
フォローアップ調査について（令和5年10月21日時点）

建築基準法(防火・避難関係規定等)違反の疑いのある特定一階段等防火対象物および違法貸しルームの疑いがあると通報のあった物件について、令和5年10月21日時点における建築基準法令への適合状況及び是正指導の状況を調査し、とりまとめました。

○ 調査の概要

本調査は、法令違反があった建築物において過去に火災や事故等が発生したことに鑑み、同種類別の建築物に関する建築基準法令への適合状況とその是正指導の状況について把握し、建築基準法令違反の是正を促進することを目的としたものです。(平成18年度から実施)

○ 結果の概要（各事案の詳細は次ページ以降を参照）

（単位：件）

	検査項目	違反を把握した物件数※1	是正済みの物件数		是正対応率※2 括弧内は令和4年度調査結果	是正率※3 括弧内は令和4年度調査結果
			一部是正済み又は是正計画提出済みの物件数	是正済みの物件数		
特定一階段等 防火対象物	竪穴区画	2,436	131	877	41.4% (25.4%)	36.0% (21.3%)
	直通階段	2,212	87	914	45.3% (27.2%)	41.3% (24.4%)

（単位：件）

	違反を把握した物件数	是正済みの物件数		是正対応率※2 括弧内は令和4年度調査結果	是正率※3 括弧内は令和4年度調査結果
		一部是正済み又は是正計画提出済みの物件数	是正済みの物件数		
違法貸しルーム	1,561	296	614	58.3% (51.8%)	39.3% (30.4%)

※1 ①建築基準法令違反 又は ②不十分な維持管理状態が確認されたものの物件数

※2 (是正対応率) = (一部是正済みまたは是正計画提出済みの物件数 + 是正済みの物件数) / (違反を把握した物件数)

※3 (是正率) = (是正済みの物件数) / (違反を把握した物件数)

1. 特定一階段等防火対象物における違反是正状況に係るフォローアップ調査結果

(1) 調査時点

令和5年10月21日（前回調査：令和4年10月21日）

(2) 調査方法

国土交通省より都道府県を通じて全国の特定行政庁に調査を依頼

(3) 調査対象

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の2の2第2号に該当する防火対象物を対象。なお、特定一階段等防火対象物数や検査体制等に照らし、検査対象建築物を重点化する必要がある場合は、以下のものを優先的に検査対象とするなど、計画的に立入検査を実施。

- ・ 消防部局による立入検査の結果、避難障害、防火戸の不備、消防用設備等の不備が確認されているもの
- ・ 築年数が古く、建築基準法施行令第112条第11項、第19項に規定する竪穴区画及び同令第120条、第121条に規定する直通階段が既存不適格状態と推察される建築物で、消防部局による立入検査の結果等から建築後に増改築や用途変更が実施されている可能性があるものと推察されるもの
- ・ 未是正の建築基準法令違反を覚知しているもの
- ・ 定期報告対象建築物で、定期報告書が提出されていないもの
- ・ その他避難安全性の確保の必要性が高いもの

○ R3年12月17日に発生した大阪市北区のビル火災（複数のテナントが入居する地上8階建のビル（昭和45年築）で直通階段1カ所のみ）で、唯一の避難経路である階段付近から出火したものと考えられ、在館者26名が死亡（容疑者を除く）を契機として調査を行っているもの。

(4) 調査事項

- ・ 建築基準法施行令第112条第11項、第19項に規定する竪穴区画及び同令第120条、第121条に規定する直通階段に関して、下記の①及び②への該当状況
 - ① 建築基準法令違反となっているもの
 - ② 不十分な維持管理状態となっているもの（劣化・損傷や障害物の設置・放置等により、建築基準法令に基づき要求されている避難施設や防火区画等が有効に機能しないおそれのある状況にあるもの）
- ・ 是正指導の状況（是正済み、一部是正済み、是正計画の提出等）

(5) 調査結果概要

- 竪穴区画について、違反又は不十分な維持管理状態を把握した物件は2,436件で、このうち是正済みの物件は877件。一部是正済みまたは是正計画提出済みの物件は131件。
前回調査（令和4年10月21日時点）と比べ、是正済みは384件増（493→877件）となった。是正対応率は25.4%（R4年）→41.4%、是正率は21.3%（R4年）→36.0%となった。
- 直通階段について、違反又は不十分な維持管理状態を把握した物件は2,212件で、このうち是正済みの物件は914件。一部是正済みまたは是正計画提出済みの物件は87件。
前回調査（令和4年10月21日時点）と比べ、是正済みは397件増（517→914件）となった。是正対応率は27.2%（R4年）→45.3%、是正率は24.4%（R4年）→41.3%となった。

(単位：件)

調査対象件数 ^(※1) (A)	14,915	(14,860)
調査済みのものの件数 ^(※1) (B)	11,679	(11,597)
縦穴区画に係る規定（令第112条第11項、第19項）に関する建築基準法令違反を把握したものの件数 (C)	938	(895)
縦穴区画に係る規定（令第112条第11項、第19項）に関する不十分な維持管理状態を把握したものの件数 (D)	1,498	(1,415)
是正指導を行ったものの件数 (E)	2,243	(1,956)
是正指導中の件数	1,366	(1,463)
一部是正済み又は是正計画の提出があったものの件数 ^(※2) (F)	131	(93)
是正済みのものの件数 ^(※1) (G)	877	(493)
是正対応率 (F+G)/(C+D)	41.4%	(25.4%)
是正率 G/(C+D)	36.0%	(21.3%)
直通階段に係る規定（令第120条、第121条）に関する建築基準法令違反を把握したものの件数 (H)	436	(411)
直通階段に係る規定（令第120条、第121条）に関する不十分な維持管理状態を把握したものの件数 (I)	1,776	(1,705)
是正指導を行ったものの件数 (J)	1,954	(1,569)
是正指導中の件数	1,040	(1,052)
一部是正済み又は是正計画の提出があったものの件数 ^(※2) (K)	87	(58)
是正済みのものの件数 ^(※1) (L)	914	(517)
是正対応率 (K+L)/(H+I)	45.3%	(27.2%)
是正率 L/(H+I)	41.3%	(24.4%)

括弧内の数字は前回(令和4年10月21日時点)の調査結果。

(※1) 建築基準法に関する違反等を把握した物件で用途廃止が確認された物件は是正済みの物件数に計上。それ以外で用途廃止が確認された物件は調査対象物件及び調査済みの物件数から除外。

(※2) 一部是正済みの物件数とは是正計画提出済みの物件数の合計から重複を除いた物件数。

(6) 都道府県別調査結果 別紙1のとおり

		調査対象件数 (A)(※1)	調査済みのもの の件数(B)(※1)	竪穴区画に係る規定(令第 112条第11項、 第19項)に關する 建築基準法 令違反を把握 したものの件 数(C)	竪穴区画に係る規定(令第 112条第11項、 第19項)に關する 不十分な維持 管理状態を 把握したものの 件数(D)	是正指導を 行った物件数 (E)	是正指導中の 物件数	一部是正済みの 物件数	是正計画提出 済みの物件数	一部是正済み または是正計 画提出済みの 物件数(F) (※2)	是正済みのもの の件数(G) (※1)	是正 対応率 (F+G)/ (C+D)	是正率 G/(C+D)
1	北海道	417	376	21	26	47	36	1	1	2	11	27.7%	23.4%
2	青森県	79	64	7	11	18	10	0	1	1	8	50.0%	44.4%
3	岩手県	80	75	5	9	13	11	0	0	0	2	14.3%	14.3%
4	宮城県	76	75	5	8	13	5	0	1	1	8	69.2%	61.5%
5	秋田県	101	101	5	0	5	0	0	0	0	5	100.0%	100.0%
6	山形県	22	22	4	3	7	7	0	1	1	0	14.3%	0.0%
7	福島県	165	112	5	10	15	10	1	1	1	5	40.0%	33.3%
8	茨城県	221	215	25	37	56	25	2	6	7	31	61.3%	50.0%
9	栃木県	161	154	10	20	30	18	1	3	4	12	53.3%	40.0%
10	群馬県	106	84	20	16	34	17	0	1	1	17	50.0%	47.2%
11	埼玉県	348	263	38	40	70	33	2	3	3	37	51.3%	47.4%
12	千葉県	319	296	42	78	110	66	8	15	19	44	52.5%	36.7%
13	東京都	5,154	3,313	214	381	458	286	4	9	13	172	31.1%	28.9%
14	神奈川県	729	669	45	104	135	72	4	12	15	63	52.3%	42.3%
15	新潟県	94	94	0	14	14	3	0	0	0	11	78.6%	78.6%
16	富山県	44	44	0	2	2	1	0	0	0	1	50.0%	50.0%
17	石川県	222	222	6	2	8	1	0	1	1	7	100.0%	87.5%
18	福井県	159	157	5	9	14	8	1	3	3	6	64.3%	42.9%
19	山梨県	73	63	8	4	12	9	0	3	3	3	50.0%	25.0%
20	長野県	280	261	9	35	44	32	0	1	1	12	29.5%	27.3%
21	岐阜県	275	269	8	20	27	24	0	3	3	3	21.4%	10.7%
22	静岡県	416	161	23	10	33	27	0	0	0	6	18.2%	18.2%
23	愛知県	99	98	12	15	27	11	1	2	2	16	66.7%	59.3%
24	三重県	96	95	27	13	39	33	0	0	0	6	15.0%	15.0%
25	滋賀県	49	42	5	17	22	19	0	1	1	3	18.2%	13.6%
26	京都府	83	83	9	22	31	7	0	3	3	24	87.1%	77.4%
27	大阪府	1,982	1,926	140	264	404	259	5	14	16	145	39.9%	35.9%
28	兵庫県	269	110	23	18	40	28	3	2	4	12	39.0%	29.3%
29	奈良県	111	85	7	13	20	15	0	0	0	5	25.0%	25.0%
30	和歌山県	110	105	16	6	22	16	0	1	1	6	31.8%	27.3%
31	鳥取県	64	49	4	8	12	4	2	0	2	8	83.3%	66.7%
32	島根県	72	68	1	10	11	4	0	0	0	7	63.6%	63.6%
33	岡山県	282	279	17	37	54	14	2	2	4	40	81.5%	74.1%
34	広島県	179	133	24	22	46	39	0	2	2	7	19.6%	15.2%
35	山口県	12	12	1	4	5	3	0	0	0	2	40.0%	40.0%
36	徳島県	140	140	20	4	12	12	0	3	3	0	12.5%	0.0%
37	香川県	172	98	10	28	38	34	1	4	4	4	21.1%	10.5%
38	愛媛県	442	205	13	20	33	17	1	0	1	16	51.5%	48.5%
39	高知県	110	39	17	10	27	27	0	0	0	0	0.0%	0.0%
40	福岡県	418	376	37	83	120	51	0	3	3	69	60.0%	57.5%
41	佐賀県	102	97	6	12	18	11	0	1	1	7	44.4%	38.9%
42	長崎県	80	78	8	12	20	14	2	1	2	6	40.0%	30.0%
43	熊本県	117	115	3	16	19	5	0	1	1	14	78.9%	73.7%
44	大分県	83	81	4	5	9	2	0	0	0	7	77.8%	77.8%
45	宮崎県	168	168	9	5	14	11	0	0	0	3	21.4%	21.4%
46	鹿児島県	108	82	17	10	27	24	0	0	0	3	11.1%	11.1%
47	沖縄県	26	25	3	5	8	5	2	0	2	3	62.5%	37.5%
合計		14,915	11,679	938	1,498	2,243	1,366	43	105	131	877	41.4%	36.0%

(※1) 建築基準法に関する違反を把握した物件で用途廃止が確認された物件は是正済みの物件数に計上。

それ以外で用途廃止が確認された物件は調査対象物件及び調査済みの物件数から除外。

(※2) 一部是正済みの物件数と是正計画提出済みの物件数の合計から重複を除いた物件数。

No.	都道府県	調査対象物件数 (A)(※1)	調査済みのもの の件数 (B)(※1)	直通階段に係 る規定(令第 120条、第121 条)に関する建 築基準法令違 反を把握した ものの件数(H)	直通階段に係 る規定(令第 120条、第121 条)に関する不 十分な維持管 理状態を把握 したものの件 数(I)	是正指導を 行った物件数 (J)	是正指導中の 物件数	是正済みの物件数			是正済みのもの の件数(L) (※1)	是正 対応率 (K+L)/ (H+I)	是正率 L/(H+I)
								一部は正済みの 物件数	是正計画提出 済みの物件数	一部は正済み または是正計 画提出済みの 物件数(K) (※2)			
1	北海道	417	376	7	17	24	15	0	0	0	9	37.5%	37.5%
2	青森県	79	64	3	14	17	11	0	0	0	6	35.3%	35.3%
3	岩手県	80	75	3	11	13	9	0	0	0	4	28.6%	28.6%
4	宮城県	76	75	0	5	5	0	0	0	0	5	100.0%	100.0%
5	秋田県	101	101	0	1	1	0	0	0	0	1	100.0%	100.0%
6	山形県	22	22	2	3	5	4	0	1	1	1	40.0%	20.0%
7	福島県	165	112	3	12	15	9	1	1	1	6	46.7%	40.0%
8	茨城県	221	215	9	14	21	7	0	1	1	14	65.2%	60.9%
9	栃木県	161	154	2	27	29	10	0	1	1	19	69.0%	65.5%
10	群馬県	106	84	2	17	19	9	1	1	1	10	57.9%	52.6%
11	埼玉県	348	263	12	46	54	22	1	3	3	32	60.3%	55.2%
12	千葉県	319	296	49	64	103	57	6	7	11	46	50.4%	40.7%
13	東京都	5,154	3,313	110	684	564	298	0	3	3	266	33.9%	33.5%
14	神奈川県	729	669	6	132	137	57	3	14	17	80	70.3%	58.0%
15	新潟県	94	94	0	13	13	3	0	0	0	10	76.9%	76.9%
16	富山県	44	44	0	2	2	2	0	0	0	0	0.0%	0.0%
17	石川県	222	222	0	2	2	0	0	0	0	2	100.0%	100.0%
18	福井県	159	157	0	4	4	4	0	0	0	0	0.0%	0.0%
19	山梨県	73	63	3	10	13	4	0	2	2	9	84.6%	69.2%
20	長野県	280	261	3	19	22	15	0	0	0	7	31.8%	31.8%
21	岐阜県	275	269	3	8	11	9	0	1	1	2	27.3%	18.2%
22	静岡県	416	161	3	8	11	10	0	1	1	1	18.2%	9.1%
23	愛知県	99	98	2	8	10	3	0	0	0	7	70.0%	70.0%
24	三重県	96	95	12	15	27	21	0	0	0	6	22.2%	22.2%
25	滋賀県	49	42	1	12	13	11	0	1	1	2	23.1%	15.4%
26	京都府	83	83	3	22	25	5	1	1	2	20	88.0%	80.0%
27	大阪府	1,982	1,926	131	301	432	264	10	22	25	168	44.7%	38.9%
28	兵庫県	269	110	9	13	22	16	2	2	3	6	40.9%	27.3%
29	奈良県	111	85	1	14	15	10	0	0	0	5	33.3%	33.3%
30	和歌山県	110	105	1	6	7	2	0	1	1	5	85.7%	71.4%
31	鳥取県	64	49	1	2	3	1	1	0	1	2	100.0%	66.7%
32	島根県	72	68	0	6	5	2	0	0	0	3	50.0%	50.0%
33	岡山県	282	279	2	36	38	3	0	0	0	35	92.1%	92.1%
34	広島県	179	133	8	23	30	24	1	2	3	6	29.0%	19.4%
35	山口県	12	12	0	2	2	1	0	0	0	1	50.0%	50.0%
36	徳島県	140	140	5	13	10	10	0	0	0	0	0.0%	0.0%
37	香川県	172	98	0	33	33	28	0	1	1	5	18.2%	15.2%
38	愛媛県	442	205	2	44	46	18	1	1	2	28	65.2%	60.9%
39	高知県	110	39	2	4	6	6	0	0	0	0	0.0%	0.0%
40	福岡県	418	376	9	50	59	13	0	1	1	46	79.7%	78.0%
41	佐賀県	102	97	0	14	14	7	0	0	0	7	50.0%	50.0%
42	長崎県	80	78	16	10	26	22	0	2	2	4	23.1%	15.4%
43	熊本県	117	115	1	12	13	2	0	0	0	11	84.6%	84.6%
44	大分県	83	81	4	5	9	2	0	0	0	7	77.8%	77.8%
45	宮崎県	168	168	3	9	12	7	0	0	0	5	41.7%	41.7%
46	鹿児島県	108	82	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
47	沖縄県	26	25	3	9	12	7	2	0	2	5	58.3%	41.7%
合計		14,915	11,679	436	1,776	1,954	1,040	30	70	87	914	45.3%	41.3%

(※1) 建築基準法に関する違反を把握した物件で用途廃止が確認された物件は是正済みの物件数に計上。

それ以外で用途廃止が確認された物件は調査対象物件及び調査済みの物件数から除外。

(※2) 一部は正済みの物件数とは正計画提出済みの物件数の合計から重複を除いた物件数。

2. 違法貸しルームの違反是正状況に係るフォローアップ調査結果

(1) 調査時点

令和5年10月21日（前回調査：令和4年10月21日）

(2) 調査方法

国土交通省より都道府県を通じて全国の特定行政庁に調査を依頼

(3) 調査対象

国土交通省又は地方公共団体に違法貸しルームの疑いがあると通報があった物件

※「違法貸しルーム」とは、「事業者が入居者の募集を行い、自ら管理等する建築物の全部又は一部に複数の者を居住させる『貸しルーム』で、建築基準法令に違反しているもの」をいう。

(4) 調査事項

- ・ 建築基準法令への適合状況
- ・ 是正指導の状況（是正済み、一部是正済み、是正計画の提出等）

(5) 調査結果概要

違反を把握した物件は1,561件で、このうち是正済みの物件は614件。一部是正済みまたは是正計画書提出済みの物件は296件。

前回調査（令和4年10月21日時点）と比べ、是正済みは153件増（461→614件）となった。是正対応率は51.8%（R4年）→58.3%、是正率は30.4%（R4年）→39.3%となった。

（単位：件）

調査対象物件数 ^(※1)	2,123	(2,123)
調査済みの物件数 ^(※1)	1,934	(1,921)
建築基準法違反を把握した物件数 ^(※2) (A)	1,561	(1,516)
是正指導中の物件数	936	(1,041)
一部是正済み又は是正計画提出済みの物件数 ^(※3) (B)	296	(324)
是正済みの物件数 (C)	614	(461)
その他 ^(※4)	224	(255)
是正対応率 (B+C)/A	58.3%	(51.8%)
是正率 C/A	39.3%	(30.4%)

括弧内の数字は前回（令和4年10月21日時点）の調査結果。

(※1) 貸しルームとして使用されていない物件を含む。

(※2) 建築基準法関係条例の違反（地方公共団体の条例による制限への違反）を含む。

(※3) 一部是正済みの物件数と是正計画提出済みの物件数の合計から重複を除いた物件数。

(※4) 調査時点から貸しルームとして使用されていない物件数。

(6) 特定行政庁別調査結果

別紙2のとおり

違法貸しルームの違反は正状況に係るフォローアップ調査結果（特定行政庁別）

令和5年10月21日時点

都道府県	特定行政庁	調査対象物件数(※1)	調査済みの物件数(※1)	建築基準法違反を把握した物件数(A)(※2)	是正指導中の物件数	一部は正済み又は是正計画提出済みの物件数(B)(※3)	是正済みの物件数(C)	その他(※4)	是正対応率(B+C)/A	是正率C/A
北海道	札幌市	7	7	6	0	0	6	0	100.0%	100.0%
小計(北海道)		7	7	6	0	0	6	0	100.0%	100.0%
岩手県	盛岡市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
小計(岩手県)		1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
宮城県	宮城県	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
	仙台市	1	1	0	0	0	0	0	-	-
小計(宮城県)		2	2	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
山形県	山形市	2	2	0	0	0	0	2	-	-
小計(山形県)		2	2	0	0	0	0	2	-	-
福島県	いわき市	2	2	2	0	0	2	0	100.0%	100.0%
小計(福島県)		2	2	2	0	0	2	0	100.0%	100.0%
茨城県	水戸市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
	北茨城市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
小計(茨城県)		2	2	2	0	0	2	0	100.0%	100.0%
栃木県	足利市	2	2	0	0	0	0	2	-	-
小計(栃木県)		2	2	0	0	0	0	2	-	-
埼玉県	埼玉県	16	15	10	2	1	8	0	90.0%	80.0%
	さいたま市	10	10	7	0	0	7	1	100.0%	100.0%
	川越市	1	0	0	0	0	0	0	-	-
	川口市	22	14	5	1	1	2	2	60.0%	40.0%
	所沢市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
	草加市	2	2	0	0	0	0	2	-	-
	越谷市	4	1	0	0	0	0	0	-	-
	朝霞市	1	1	0	0	0	0	1	-	-
	新座市	2	2	0	0	0	0	2	-	-
	ふじみ野市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
小計(埼玉県)		60	47	24	3	2	19	8	87.5%	79.2%
千葉県	千葉県	2	2	2	1	0	1	0	50.0%	50.0%
	千葉市	8	8	5	0	0	5	3	100.0%	100.0%
	市川市	8	8	6	3	3	3	0	100.0%	50.0%
	船橋市	9	7	6	1	1	5	0	100.0%	83.3%
	松戸市	4	4	4	2	0	2	0	50.0%	50.0%
	柏市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
	流山市	1	1	0	0	0	0	0	-	-
	八千代市	1	1	0	0	0	0	0	-	-
小計(千葉県)		34	32	24	7	4	17	3	87.5%	70.8%
東京都	東京都	26	23	16	7	0	9	6	56.3%	56.3%
	千代田区	25	24	19	17	12	2	5	73.7%	10.5%
	中央区	53	43	32	22	6	10	9	50.0%	31.3%
	港区	90	57	40	14	13	26	0	97.5%	65.0%
	新宿区	159	157	134	78	47	56	22	76.9%	41.8%
	文京区	53	50	48	37	0	10	2	20.8%	20.8%
	台東区	94	84	78	54	9	24	4	42.3%	30.8%
	墨田区	45	45	45	19	0	26	0	57.8%	57.8%
	江東区	37	37	36	32	6	4	1	27.8%	11.1%
	品川区	40	38	28	13	5	15	7	71.4%	53.6%
	目黒区	65	62	53	34	22	18	7	75.5%	34.0%
	大田区	76	67	56	53	0	3	0	5.4%	5.4%
	世田谷区	96	80	64	33	9	31	14	62.5%	48.4%
	渋谷区	82	82	67	45	28	22	10	74.6%	32.8%
	中野区	55	55	54	37	8	17	0	46.3%	31.5%
	杉並区	70	57	53	36	25	12	3	69.8%	22.6%
	豊島区	94	94	82	32	6	50	10	68.3%	61.0%
	北区	106	86	71	47	16	24	7	56.3%	33.8%
	荒川区	99	82	75	47	6	28	0	45.3%	37.3%
	板橋区	83	70	62	48	3	14	2	27.4%	22.6%
	練馬区	47	47	41	17	11	24	5	85.4%	58.5%
	足立区	36	32	23	12	0	11	2	47.8%	47.8%
	葛飾区	29	24	17	10	2	7	5	52.9%	41.2%
	江戸川区	19	19	18	12	0	6	1	33.3%	33.3%
	八王子市	5	4	3	0	0	3	1	100.0%	100.0%
	立川市	6	6	6	3	0	3	0	50.0%	50.0%
	武蔵野市	8	8	4	3	3	1	3	100.0%	25.0%
	三鷹市	11	11	7	2	1	5	4	85.7%	71.4%
	府中市	2	2	2	0	0	2	0	100.0%	100.0%
	調布市	2	2	2	0	0	2	0	100.0%	100.0%
	町田市	5	4	3	3	0	0	1	0.0%	0.0%
小平市	2	2	0	0	0	0	2	-	-	
日野市	1	1	0	0	0	0	0	-	-	
国分寺市	2	2	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%	
西東京市	9	9	9	5	0	4	0	44.4%	44.4%	
小計(東京都)		1632	1466	1249	772	238	470	133	56.7%	37.6%

都道府県	特定行政庁	調査対象物件数(※1)	調査済みの物件数(※1)	建築基準法違反を把握した物件数(A)(※2)	是正指導中の物件数	一部是正済み又は是正計画提出済みの物件数(B)(※3)	是正済みの物件数(C)	その他(※4)	是正対応率(B+C)/A	是正率C/A
神奈川県	神奈川県	2	2	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
	横浜市	91	87	72	49	23	22	10	62.5%	30.6%
	川崎市	43	42	31	24	4	7	7	35.5%	22.6%
	相模原市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
	横須賀市	5	5	5	5	0	0	0	0.0%	0.0%
	鎌倉市	1	0	0	0	0	0	0	-	-
	藤沢市	3	3	2	1	0	1	0	50.0%	50.0%
茅ヶ崎市	1	1	1	0	0	0	1	100.0%	100.0%	
小計(神奈川県)		147	141	113	79	27	33	17	53.1%	29.2%
新潟県	新潟県	1	1	0	0	0	0	0	-	-
	新潟市	3	3	0	0	0	0	0	-	-
小計(新潟県)		4	4	0	0	0	0	0	-	-
福井県	福井県	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
小計(福井県)		1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
山梨県	山梨県	6	6	6	5	0	1	0	16.7%	16.7%
小計(山梨県)		6	6	6	5	0	1	0	16.7%	16.7%
長野県	長野市	1	1	0	0	0	0	1	-	-
小計(長野県)		1	1	0	0	0	0	1	-	-
岐阜県	岐阜市	2	2	2	1	0	1	0	50.0%	50.0%
小計(岐阜県)		2	2	2	1	0	1	0	50.0%	50.0%
静岡県	静岡市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
小計(静岡県)		1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
愛知県	名古屋市	20	20	15	9	9	6	2	100.0%	40.0%
	西尾市	1	1	0	0	0	0	1	-	-
小計(愛知県)		21	21	15	9	9	6	3	100.0%	40.0%
三重県	津市	3	3	3	3	1	0	0	33.3%	0.0%
	松阪市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
小計(三重県)		4	4	4	3	1	1	0	50.0%	25.0%
京都府	京都市	14	12	11	1	0	10	0	90.9%	90.9%
	宇治市	1	1	0	0	0	0	1	-	-
小計(京都府)		15	13	11	1	0	10	1	90.9%	90.9%
大阪府	大阪府	5	5	3	3	3	0	0	100.0%	0.0%
	大阪市	106	106	61	39	7	22	33	47.5%	36.1%
	堺市	4	4	0	0	0	0	0	-	-
	豊中市	2	2	0	0	0	0	2	-	-
	吹田市	3	3	0	0	0	0	2	-	-
	茨木市	1	1	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%
	東大阪市	2	2	0	0	0	0	2	-	-
小計(大阪府)		123	123	65	43	10	22	39	49.2%	33.8%
兵庫県	神戸市	24	24	12	8	2	4	10	50.0%	33.3%
	姫路市	2	2	2	1	1	1	0	100.0%	50.0%
	尼崎市	2	2	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
	明石市	2	2	0	0	0	0	2	-	-
	西宮市	1	1	1	1	1	0	0	100.0%	0.0%
	加古川市	3	3	1	1	0	0	1	0.0%	0.0%
	三田市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
小計(兵庫県)		35	35	18	11	4	7	13	61.1%	38.9%
奈良県	奈良市	2	2	2	1	1	1	0	100.0%	50.0%
小計(奈良県)		2	2	2	1	1	1	0	100.0%	50.0%
鳥取県	鳥取市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
小計(鳥取県)		1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
山口県	宇部市	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
小計(山口県)		1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
徳島県	徳島県	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
小計(徳島県)		1	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
香川県	高松市	2	2	2	0	0	2	0	100.0%	100.0%
小計(香川県)		2	2	2	0	0	2	0	100.0%	100.0%
愛媛県	松山市	2	2	2	0	0	2	0	100.0%	100.0%
小計(愛媛県)		2	2	2	0	0	2	0	100.0%	100.0%
福岡県	福岡市	1	1	0	0	0	0	1	-	-
小計(福岡県)		1	1	0	0	0	0	1	-	-
長崎県	長崎市	2	2	2	0	0	2	0	100.0%	100.0%
小計(長崎県)		2	2	2	0	0	2	0	100.0%	100.0%
宮崎県	延岡市	1	1	0	0	0	0	0	-	-
小計(宮崎県)		1	1	0	0	0	0	0	-	-
鹿児島県	鹿児島市	1	1	0	0	0	0	1	-	-
小計(鹿児島県)		1	1	0	0	0	0	1	-	-
沖縄県	沖縄県	1	1	1	0	0	0	0	0.0%	0.0%
	那覇市	4	4	4	1	0	3	0	75.0%	75.0%
小計(沖縄県)		5	5	5	1	0	3	0	60.0%	60.0%
合計		2,123	1,934	1,561	936	296	614	224	58.3%	39.3%

(※1) 貸しルームとして使用されていない物件を含む。

(※2) 建築基準法関係条例の違反(地方公共団体の条例による制限への違反)を含む。

(※3) 一部是正済みの物件数と是正計画提出済みの物件数の合計から重複を除いた物件数。

(※4) 調査時点から貸しルームとして使用されていない物件数。